

令和8年10月2日公告

「在宅医療・介護連携推進事業における地域住民への普及啓発事業に伴う
リーフレットデザイン作成及び印刷業務」にかかる質問および回答

(令和8年10月9日掲載)

質問番号	質問	回答
1	『再委託に関する特記事項』に「受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。」と記載がございますので、印刷業務を再委託しても問題ない、ということで相違ございませんでしょうか。	印刷業務について再委託を行うことは可能ですが、品質・納期等については受注者が責任を負うものとします。
2	印刷について、「オフセット印刷」と記載ございますが、オンデマンド印刷は不可ということで相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。オフセット印刷をお願いします。